

地域包括支援センターだより

介護保険のサービスが必要となったら、要介護認定の申請をしましょう。

要介護認定を受けるには…(申請から認定まで)

① 申請

〈必要な物〉

- ・ 介護保険被保険者証
(65歳以上の方に送付済み)
- ・ 健康保険被保険者証
※(国民健康保険以外の保険に加入している方のみ必要)
- ・ 印鑑

サービス利用を希望される方はおたっしゃ本舗が代理で申請を行います。

※40～64歳までの、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要な方も対象になります。



② 調査・審査

- ・ 訪問調査
- ・ 主治医の意見書
- ・ 判定

・ 本人・家族から心身の状況や生活情報の聞き取り調査を行います。
・ 医師から介護を必要とする原因疾患などの診断を受けます。

その後、判定を行います。

〔原則、30日以内に佐賀中部広域連合より認定結果が送付されます。〕

③ 認定結果送付

- ・ 非該当
- ・ 要支援 1、2
- ・ 要介護 1～5

結果に応じて以下のサービスが利用できます。

非該当→介護予防事業(地域支援事業)
〈元気アップ教室、脳いきいき教室など〉
要支援 1、2→介護予防サービス(予防給付)
要介護 1～5→介護サービス(介護給付)
〈訪問介護、デイサービス、ショートステイなど〉

地域包括支援センターや居宅支援事業所へサービス計画などを依頼し、調整します。

窓口に出向くことがむずかしい方の場合は、自宅まで訪問し、手続きを行うことも出来ます。

■ お気軽にお問合せください。 ■

【問合せ】

おたっしゃ本舗

小城北(小城・三日月地区) ☎73-2172(三日月庁舎内)

小城南(牛津・芦刈地区) ☎66-6376(ひまわり内)

小城市福祉課 高齢福祉係 ☎73-8820